

休み方改革ワーキンググループの開催について

平成 26 年 9 月 26 日
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定

1 趣旨

ワーク・ライフ・バランスの推進、生産性の向上及び地域活性化に向けた課題と具体的な方策等について、休み方の観点から検討するため、「休み方改革ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。なお、ワーキンググループにおける議論の内容は、必要に応じて経済財政諮問会議に報告するものとする。

2 構成

- (1) ワーキンググループは、有識者により構成し、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が開催する。
- (2) ワーキンググループの座長は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する。
- (3) ワーキンググループは、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

ワーキンググループの庶務は、政策統括官（経済社会システム担当）の協力を得て、政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。